

特定非営利活動法人石巻・田代島しまおこし隊 理事長 殿

宮城県環境生活部長



市民への説明の要請について（通知）

平成29年7月6日付けの市民への説明要請（以下「平成29年説明要請」という。）に対し、平成29年7月27日に受理した貴法人からの回答を受け、その後、貴法人関係者から直接聴取しました結果、下記の事実が確認されました。

つきましては、下記の確認された事実等について、別添の「宮城県における『特定非営利活動促進法の運用方針』」に基づき、市民への説明を実施されるよう要請しますとともに、当部共同参画社会推進課まで書面により報告願います。

市民への説明は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び宮城県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、宮城県のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

記

1 確認された事実及び説明していただきたい事項

	確認された事実	説明していただきたい事項
①	平成30年3月13日に「石巻市田代浜大泊61」を現地確認したところ、同所在に従事している者は、主たる事務所が置かれているとの認識がなかった。	・法第6条に基づく貴法人の現在の住所（主たる事務所の所在地） ・平成29年説明要請に対する貴法人の説明以降、現在の貴法人の住所に至るまでの変更経過（変更年月日、変更地等）及びその事実が確認できる書類（法人登記事項証明書等）
②	上記①の移転先には、前事業年度の事業報告書、役員名簿及び定款等を備え置いていなかった。  【法第28条第1項、第2項及び第3項に違反】	・平成29年説明要請に対する貴法人の説明以降の法第28条第1項及び第2項に定められた事務所に備え置くべき書類の備え置き状況。 ・法第28条第3項に定められた書類の閲覧の請求があった場合の対応状況

【参考：平成29年説明要請に対する法人回答】

貴法人からは、法人の主たる事務所の所在地は「宮城県石巻市住吉町1-6-20」で、前事業年度の事業報告書、役員名簿及び定款等の備え置くべき書類を備えていなかったことを認め、「必要書類を完備して現状を改善します（7月24日までに設置予定）」と回答があった。

（その後、平成30年3月2日に貴法人関係者から、主たる事務所は9月に「石巻市田代浜大泊61」へ移転済であるとの確認がとれたもの）

## 2 その他説明していただきたい事項

- (1) 1の①及び②の適正化に向けた今後の対応及び改善策等
- (2) 貴法人による市民への説明の実施方法

## 3 市民に対する説明

### (1) 説明の実施方法

市民への説明は貴法人として自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがあります。

〔例〕

- ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
  - ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
  - ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）
- (2) 説明の期限  
平成30年5月18日（金）
  - (3) 共同参画社会推進課への書面による報告送付期限  
平成30年5月25日（金）※必着（代表者記名押印）

## 4 提出先・連絡先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県環境生活部共同参画社会推進課  
NPO・協働社会推進班  
電話：022-211-2576／FAX：022-211-2392  
E-mail：kyoshan@pref.miyagi.lg.jp

【参考】

◎特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

◎組合等登記令（昭和39年政令第29号）（抄）

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にならなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。